

佐賀県博物館及び美術館協議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第十六号

佐賀県博物館及び美術館協議会条例等の一部を改正する条例

(佐賀県博物館及び美術館協議会条例の一部改正)

第一条 佐賀県博物館及び美術館協議会条例(昭和四十五年佐賀県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「協議会の」を削り、「十四人」を「十四人以上」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとする。

(佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例の一部改正)

第二条 佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例(昭和六十年佐賀県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「協議会の」を削り、「十四人」を「十四人以上」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとする。

(佐賀県立名護屋城博物館協議会条例の一部改正)

第二条 佐賀県立名護屋城博物館協議会条例(平成五年佐賀県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第二条を第四条とする。

第二条中「協議会の」を削り、同条を第二条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)(の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとする。

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例の一部改正)

第四条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例(平成十六年佐賀県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「協議会の」を削り、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)(の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとする。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

第一条（佐賀県博物館及び美術館協議会条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（委員の任命の基準）</p> <p>第一条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとする。</p> <p>（委員の定数）</p> <p>第三条 委員の定数は、十四人以内とする。</p> <p>第四条・第五条 略</p>	<p>（委員の定数）</p> <p>第二条 協議会の委員の定数は、十四人とする。</p> <p>第三条・第四条 略</p>

第二条（佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（委員の任命の基準）</p> <p>第二条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとする。</p> <p>（委員の定数）</p> <p>第三条 委員の定数は、十四人以内とする。</p> <p>第四条・第五条 略</p>	<p>（委員の定数）</p> <p>第二条 協議会の委員の定数は、十四人とする。</p> <p>第三条・第四条 略</p>

第三条（佐賀県立名護屋城博物館協議会条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（委員の任命の基準）</p> <p>第二条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、学校教育及び社会教育の</p>	

<p>改正後</p> <p>関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとする。</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第三条 委員の定数は、十四人以内とする。</p> <p>第四条・第五条 略</p>	<p>改正前</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第二条 協議会の委員の定数は、十四人以内とする。</p> <p>第三条・第四条 略</p>
---	--

第四条 (佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例の一部改正) に係る新旧対照表

<p>改正後</p> <p>(委員の任命の基準)</p> <p>第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとする。</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第三条 委員の定数は、十四人以内とする。</p> <p>第四条・第五条 略</p>	<p>改正前</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第二条 協議会の委員の定数は、十四人以内とする。</p> <p>第三条・第四条 略</p>
--	--